

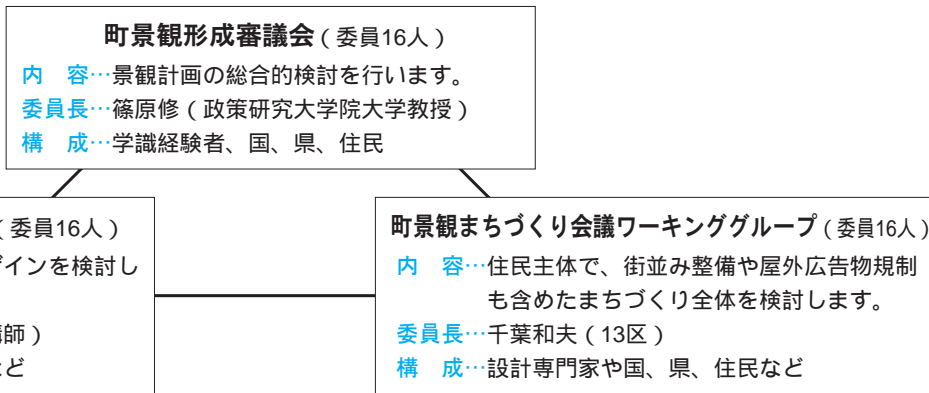
より良い景観の実現を— 景観計画を策定します



町では、平成17年10月に景観行政の担い手である景観行政団体となり、景観計画の策定に向けて検討を進めています。検討に当たっては住民代表、学識経験者、各種団体の代表など、多くの方の意見を聞きながら、改めて平泉の景観を見直しています。今後は、今までの検討結果を生かして景観計画を策定するとともに、現在の自主条例から景観法に基づく景観条例への移行を行っていきます。

2 景観計画の検討組織

景観計画を検討するために3つの委員会が設置されています。連携し合いながら、より良い景観計画の策定に向けて協議を重ねています。



3 景観形成の課題を把握

町景観まちづくり会議ワーキンググループのアンケート調査(下表)や町景観形成審議会での意見、現行景観条例の施行状況から、町全体の景観課題は▷安らぎが感じられるよう、建築物(和風)の統一性を図り、無秩序な看板、自動販売機などの設置状況を改善する必要がある▷眺望を阻害する鉄塔などには植樹する必要があるなどであることが分かります。

地域ごとの主な課題は右図の通りです。町では景観計画を策定し、景観形成基準を定めることにより、課題の解決を図っていきます。



項目	改善方法の例
中尊寺通りの景観	建物外観の修景・統一を図る。
一関市境付近の準工業地域の建物、看板	新しい基準を検討する。国に国道沿いの花壇などへの植栽を要望する。
旧4号やバイパス沿いの工場や資材置き場	周辺の植樹を行う。
主要地方道平泉厳美深線沿いの洋風の家々	植樹を行うなどして視線をそらす。改築時に指導する。
道路沿いの精米施設、ジュース・ビデオなどの自動販売機	移設、撤去、または小屋内への設置を行う。
金鶏山麓の鉄塔	移設する。

4 課題解決に向けて

町では、現行の景観条例を見直した景観計画を策定、運用していくことで、課題の解決につなげ、平泉らしい景観形成の実現を目指していきます。景観計画に盛り込む主な内容として、次のことを検討しています。

◎規制誘導の景観形成基準を厳しくする

町中心部や主要地方道平泉厳美深線沿いは、景観地区や準景観地区とし、「認定制度」によって規制誘導を強化します。高さ、規模、色彩など数値化できるものは、その数値を基準とします。

◎目指すべき景観と奨励する仕様を示す

和風の安らぎある景観、在来工法など、目指すべき

景観、奨励する仕様などを明記します。

◎重要な眺望景観を選定し、規制誘導基準を作成する

住民アンケートなどによって重要な眺望景観を選定し、具体的規制誘導基準を作成します。

◎まちづくりアドバイザーなど監修機能を強化する

◎積極的な景観形成を促す方策を実施する

景観賞など、見本となるべき優秀な建築物の表彰制度を確立し、意識啓発を推進します。サインや道路付属物、自動販売機などには統一性を持たせます。

問い合わせ先…建設水道課 ☎46-5569

1 現行の景観条例の施行状況

平成17年1月に施行した「平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例」については、18年末までに160件の届け出があり、町ではそれぞれについて協議を重ねてきました。届け出された内容については、景観育成基準との適合を検討し、適合しないものについては指導を行っています。特に▷安らぎがあり落ち着いた町を目指す和風の意匠に配慮した建築▷緑化面積の確保などの指導を行っています。

届け出が必要な行為の主な例は右表の通りです。詳しくは建設水道課へお問い合わせください。

届け出が必要な行為(抜粋)	
区分	規模など
建築物	10㎡以上の建物を建築する場合や、建築物の外観を10㎡以上変更する場合
工作物	高さが1.5mを超える擁壁、柵、塀などを建てる場合
自動販売機	設置には届け出が必要。(建物との一体的な設置が条件で、野立ては禁止)
木竹の伐採	高さが5mを超える木竹を伐採する場合や、面積300㎡を超えて伐採する場合
土地の造成	面積300㎡を超えて造成する場合

インタビュー 「景観意識を高めて」



町景観まちづくり会議ワーキンググループ委員長 千葉和夫さん(13区)

平泉の景観をより良いものにしていくためには、住民の皆さんによる協力が大事です。景観を話し合う場に積極的に参加し、どのような外観の建物が平泉にふさわしいのかなどについて意見を交わすことが、より良い景観

平泉の文化遺産が世界遺産に登録されれば、町外資本が入ってくることで予想されます。景観規制に一定の厳しさを持たせ、町外資本による景観破壊を事前に防ぐことが必要です。今後は景観条例の見直しと、景観形成の議論に、一層力を尽くしていきたいです。

景観法と景観計画

景観法とは、わが国初の景観に関する総合的な法律で、景観形成のための行為規制や支援の仕組みを備えるものです。景観計画は景観行政団体はその考え方を示し、区域を定めて一定の行為に対して景観形成上の基準を設けていくものです。その区域とは、景観計画区域と景観地区になります。

◎景観計画区域(都市計画区域以外でも指定可能)

▷建築物の建築などに対する届け出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行います。

◎景観地区(都市計画)または準景観地区

▷都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区を指定します。

▷建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などを総合的に規制します。

建築物・工作物のデザイン・色彩の制限は、「周辺との調和」に関する判断が必要なことから、市町村長が一定の裁量の幅をもって判断することができる「認定制度」です。